

●国際委員会運営要綱

〔平成 17 年 10 月 4 日
日本学術会議第 1 回幹事会決定〕

(組織)

第 1 国際委員会（以下「委員会」という。）は、会長、副会長（日本学術会議会則第 5 条第 3 号担当）、各部の 3 名（うち 1 名は役員とする。）の会員及び必要に応じて会員・連携会員から選ばれる 3 名以内の委員をもって組織する。

(分科会等)

第 2 委員会に、次の表のとおり分科会、小分科会及び小委員会を置く。分科会、小分科会及び小委員会の設置期間は備考欄に掲げる期間とし、委員長は期首又は適時に分科会、小分科会及び小委員会の設置について幹事会に提案する。

分科会等	調査審議事項	構成	備考
アジア学術会議等分科会	1. アジア学術会議 (SCA) の在り方等の検討及び活動の推進に関すること 2. アジア科学アカデミー・科学協会連合 (AASSA)への対応に関すること	10 名程度の会員又は連携会員	設置期間：令和 5 年 10 月 1 日～令和 8 年 9 月 30 日
ISC 等分科会	International Science Council 等への対応に関すること	10 名程度の会員又は連携会員	設置期間：令和 5 年 10 月 1 日～令和 8 年 9 月 30 日
IAU 分科会	国際天文学連合 (IAU)への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	物理学委員会 IAU 分科会と兼ねる。 (設置期間は、分野別委員会運営要綱において定める。以下、同じ。)
IUGG 分科会	国際測地学及び地球物理学連合 (IUGG)への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	地球惑星科学委員会 IUGG 分科会と兼ねる。
IUPAC 分科会	国際純正・応用化学連合 (IUPAC)への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	化学委員会 IUPAC 分科会と兼ねる。

IUPAP 分科会	国際純粹・応用物理学連合（IUPAP）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	物理学委員会・総合工学委員会合同 IUPAP 分科会と兼ねる。
URSI 分科会	国際電波科学連合（URSI）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	電気電子工学委員会 URSI 分科会と兼ねる。
IUBS 分科会	国際生物科学連合（IUBS）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	基礎生物学委員会・統合生物学委員会合同 IUBS 分科会と兼ねる。
IGU 分科会	国際地理学連合（IGU）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	地球惑星科学委員会 IGU 分科会と兼ねる。
IMU 分科会	国際数学連合（IMU）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	数理科学委員会 IMU 分科会と兼ねる。
PSA 分科会	太平洋学術協会（PSA）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	食料科学委員会・農学委員会合同 PSA 分科会と兼ねる。
IUCr 分科会	国際結晶学連合（IUCr）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	化学委員会 IUCr 分科会と兼ねる。
IUHPST 分科会	国際科学史・科学基礎論連合（IUHPST）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	史学委員会 IUHPST 分科会と兼ねる。
IUTAM 分科会	国際理論応用力学連盟（IUTAM）への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	機械工学委員会・総合工学委員会・土木工学・建築学委員会合同理論応用力学分科会と兼ねる。

	IUTAM・国際連携小委員会	国際理論応用力学連盟 (IUTAM)への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	機械工学委員会・総合工学委員会・土木工学・建築学委員会合同理論応用力学分科会 IUTAM・国際連携小委員会と兼ねる。
	IUPS 分科会	国際生理科学連合 (IUPS)への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	基礎医学委員会 IUPS 分科会と兼ねる。
	ICO 分科会	国際光学委員会 (ICO)への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	総合工学委員会 ICO 分科会と兼ねる。
	IUBMB 分科会	国際生化学・分子生物学連合 (IUBMB)への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	基礎医学委員会 IUBMB 分科会と兼ねる。
	SCAR 分科会	南極研究科学委員会 (SCAR)への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	地球惑星科学委員会 地球惑星科学国際連携分科会と兼ねる。
	SCAR 小委員会	南極研究科学委員会 (SCAR)への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	地球惑星科学委員会 地球惑星科学国際連携分科会 SCAR 小委員会と兼ねる。
	COSPAR 分科会	宇宙空間研究委員会 (COSPAR)への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	地球惑星科学委員会 地球惑星科学国際連携分科会と兼ねる。
	COSPAR 小委員会	宇宙空間研究委員会 (COSPAR)への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	地球惑星科学委員会 地球惑星科学国際連携分科会 COSPAR 小委員会と兼ねる。
	SCOR 分科会	海洋研究科学委員会 (SCOR)への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	地球惑星科学委員会 SCOR 分科会と兼ねる。

IUGS 分科会	国際地質科学連合 (IUGS)への対応に 関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	地球惑星科学委員会 IUGS 分科会と兼ねる。
IUPAB 分科会	国際純粹・応用生物物理学連合 (IUPAB)への対応に関する こと	分野別委員会運営要綱において定める。	基礎生物学委員会・統合生物学委員会合同 IUPAB 分科会と兼ねる。
CODATA 分科会	科学技術データ委員会 (CODATA)への対応に 関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	情報学委員会国際サイエンスデータ分科会と兼ねる。
IEA 分科会	国際経済学協会 (IEA)への対応に 関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	経済学委員会 IEA 分科会と兼ねる。
INQUA 分科会	国際第四紀学連合 (INQUA)への対応に 関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	地球惑星科学委員会地球惑星科学国際連携分科会と兼ねる。
INQUA 小委員会	国際第四紀学連合 (INQUA)への対応に 関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	地球惑星科学委員会地球惑星科学国際連携分科会 INQUA 小委員会と兼ねる。
IMA 分科会	国際鉱物学連合 (IMA)への対応に 関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	地球惑星科学委員会地球惑星科学国際連携分科会と兼ねる。
IMA 小委員会	国際鉱物学連合 (IMA)への対応に 関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	地球惑星科学委員会地球惑星科学国際連携分科会 IMA 小委員会と兼ねる。
SCOSTEP 分科会	太陽地球系物理学・科学委員会 (SCOSTEP)への対応に 関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	地球惑星科学委員会地球惑星科学国際連携分科会と兼ねる。
SCOSTEP 小委員会	太陽地球系物理学・科学委員会 (SCOSTEP)への対応に 関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	地球惑星科学委員会地球惑星科学国際連携分科会 SCOSTEP-STPP 小委員会と兼ねる。

IFAC 分科会	国際自動制御連盟 (IFAC)への対応に 関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	機械工学委員会・総合工学委員会・電気電子工学委員会合同 IFAC 分科会と兼ねる。
IUNS 分科会	国際栄養科学連合 (IUNS)への対応に 関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	食料科学委員会・農学委員会・健康・生活科学委員会合同 IUNS 分科会と兼ねる。
WFEO 分科会	世界工学団体連盟 (WFEO)への対応に 関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	土木工学・建築学委員会・情報学委員会・総合工学委員会合同 WFEO 分科会と兼ねる。
IEHA 分科会	国際経済史協会 (IEHA)への対応に 関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	経済学委員会 IEHA 分科会と兼ねる。
WCRP 分科会	世界気候研究計画 (WCRP)への対応に 関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	環境学委員会・地球惑星科学委員会合同 FE・WCRP 合同分科会と兼ねる。
CISH 分科会	国際歴史学委員会 (CISH)への対応に 関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	史学委員会国際歴史学会議等分科会と兼ねる。
IUPHAR 分科会	国際薬理学連合 (IUPHAR)への対応に 関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	基礎医学委員会 IUPHAR 分科会と兼ねる。
ICA 分科会	国際地図学協会 (ICA)への対応に 関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	地球惑星科学委員会 IGU 分科会と兼ねる。
ICA 小委員会	国際地図学協会 (ICA)への対応に 関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	地球惑星科学委員会 IGU 分科会 ICA 小委員会と兼ねる。
ICLAS 分科会	国際実験動物科学会議 (ICLAS)への 対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	基礎医学委員会 ICLAS 分科会と兼ねる。

AASSREC 分科会	アジア社会科学研究協議会連盟 (AASSREC)への対応に関すること	第一部国際協力分科会の委員の構成と同じ。	第一部国際協力分科会と兼ねる。 (設置期間は、部が直接統括する分野別委員会合同分科会についてにおいて定める。)
IASC 分科会	国際北極科学委員会 (IASC)への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	地球惑星科学委員会 地球惑星科学国際連携分科会と兼ねる。 (設置期間は、分野別委員会運営要綱において定める。以下、同じ。)
IASC 小委員会	国際北極科学委員会 (IASC)への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	地球惑星科学委員会 地球惑星科学国際連携分科会 IASC 小委員会と兼ねる。
IUMS 分科会	国際微生物学連合 (IUMS)への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	農学委員会・基礎生物学委員会・食料科学委員会・基礎医学委員会・臨床医学委員会合同 IUMS 分科会と兼ねる。
CIGR 分科会	国際農業工学会 (CIGR)への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	食料科学委員会・農学委員会合同 CIGR 分科会と兼ねる。
IUSS 分科会	国際土壤科学連合 (IUSS)への対応に関すること	分野別委員会運営要綱において定める。	農学委員会・食料科学委員会合同 IUSS 分科会と兼ねる。

(庶務)

第3 委員会の庶務は、日本学術会議事務局の各課・参事官の協力を得て、事務局参事官（国際業務担当）において処理する。ただし、分科会、小分科会及び小委員会の庶務については、委員会において別に定める。

(雑則)

第4 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則 (平成17年10月27日本学術会議第4回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。

附 則 (平成18年1月23日本学術会議第7回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。

附 則 (平成18年3月23日本学術会議第10回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。

附 則 (平成18年4月10日本学術会議第11回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。

附 則 (平成18年7月26日本学術会議第21回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。

附 則 (平成18年9月21日本学術会議第24回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。

附 則 (平成18年10月26日本学術会議第28回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。

附 則 (平成18年11月22日本学術会議第29回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。

附 則 (平成19年2月22日本学術会議第33回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。

附 則 (平成19年3月22日本学術会議第34回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。

附 則 (平成19年6月21日本学術会議第39回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。

附 則 (平成19年7月26日本学術会議第40回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。

附 則 (平成20年1月24日本学術会議第50回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。(ただし別表第2 第2回バイオ鉄学会総会小分科会から第5回国際自律神経科学会議小分科会までの項の削除は平成20年4月1日から施行する)

附 則 (平成20年3月6日本学術会議第52回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。

附 則 (平成20年7月24日本学術会議第60回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。

附 則 (平成20年9月18日本学術会議第64回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。ただしP S A分科会の施行については日本学術会議細則(平成20年10月1日本学術会議第154回総会決定)の決定の日とする。

附 則 (平成20年10月23日本学術会議第67回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。

附 則 (平成20年11月27日本学術会議第68回幹事会決定)

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成21年6月25日日本学術会議第79回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。ただし別表2 第1回世界加速器会議小分科会から
第29回国際臨床神経生理学会小分科会までの項を加える決定は、平成21年7月1日か
ら施行する。

附 則（平成21年12月24日日本学術会議第86回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成22年2月25日日本学術会議第90回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成22年7月1日日本学術会議第99回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成22年12月9日日本学術会議第113回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成23年3月17日日本学術会議第117回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成23年9月22日日本学術会議第135回幹事会決定）
この決定は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成23年11月16日日本学術会議第140回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成24年1月27日日本学術会議第144回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成24年2月20日日本学術会議第146回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成24年7月27日日本学術会議第155回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成24年12月21日日本学術会議第167回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成25年2月22日日本学術会議第169回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成25年9月24日日本学術会議第178回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成26年1月31日日本学術会議第187回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成26年2月28日日本学術会議第188回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成26年10月23日日本学術会議第204回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成26年11月21日日本学術会議第205回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成26年12月26日日本学術会議第206回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成27年1月29日日本学術会議第208回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成27年2月27日日本学術会議第209回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成27年5月22日日本学術会議第213回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成27年6月19日日本学術会議第214回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成27年7月24日日本学術会議第216回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成27年10月1日日本学術会議第219回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成27年10月30日日本学術会議第220回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成28年2月26日日本学術会議第225回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成28年7月29日日本学術会議第232回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成28年8月26日日本学術会議第233回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成29年4月28日日本学術会議第233回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成29年6月23日日本学術会議第247回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成29年10月4日日本学術会議第255回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成29年11月24日日本学術会議第257回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成30年1月25日日本学術会議第259回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成30年2月22日日本学術会議第260回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成30年6月28日日本学術会議第265回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（令和元年5月30日日本学術会議第278回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（令和2年5月28日日本学術会議第291回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（令和2年10月29日日本学術会議第302回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（令和2年11月26日日本学術会議第304回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（令和3年2月25日日本学術会議第308回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（令和4年2月24日日本学術会議第322回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（令和5年8月29日日本学術会議第351回幹事会決定）
この決定は、令和5年10月1日から施行する。